

Jフット丸亀ジュニアスクール規約

- 【1】本スクールはJフット丸亀ジュニアスクールと称し、Jフット丸亀が運営する。
- 【2】本スクールに入会するものは、次の条件を備えてなければならない。
- (1)本スクールの趣旨に賛同すること
 - (2)別に定める会費を納付すること
 - (3)スポーツを行うに適した健康状態であること
- 【3】競技中及び引率移動中、練習場の行き帰りの事故については 保護者が一切の責任を負います。
- 【4】競技中及び練習中の会員同士の事故については相手方の保護者に対し一方的な責任は問いません。
- 【5】会員の健康状態の管理は保護者の責任下とし、Jフット丸亀ジュニアスクールに対し責任を問いません
- 【6】コーチ及び運営本部が定めたJフット丸亀ジュニアスクールの活動方針及びその決定事項に
対して異議申し立てしません。
- 【7】会費納入を怠ったり、当施設の方針に意を著しく相違した場合は、除名される場合があります。
- 【8】年会費、月会費はいかなる理由に関わらず返金できません。
又、コース変更・休会・退会等がある場合は前月15日までに申請してください。
- 【9】やむを得ない事由が発生した場合は、定められた練習日・練習時間を変更または中止するものとし、
その場合は事前に会員に通知する
又、カマタマーレコーチの指導については予告無く変更、中止する場合があります。
- 【10】会員は、本スクールのコーチならびに施設管理者の指示に従い行動し、これに反して盗難、障害等の
事故が起こっても、施設管理者、本スクール、コーチ等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする
また、本スクールはスポーツ安全保険に加入し、疾病障害等の責任はスポーツ安全協会の範囲内とす



スポーツプラザJフット丸亀

〒763-0062

香川県丸亀市蓬萊町56番地(パブリックプラザ丸亀内)

Tel(0877)21-8688 Fax(0877)21-8788

HP <http://j-fut.com> Eメール mail@j-fut.com

